

## 岩国プログラミングクラブ 会則

### 第1条 名称

本会の名称は、岩国プログラミングクラブとする。

### 第2条 事務局

本会の事務局を岩国市内の会長宅とする

### 第3条 目的

本会は、子供たちが楽しみながらプログラミングの学習や情報技術を活用した創作を行うことを通じて、以下の目的を追求する。

子供たちが居場所を持ち、生きがいをもって生きることを支援する。

人と人とのつながりを深め、地域のつながりを促進する。

地域住民及び参加者の交流の機会を提供する。

参加者が新たな気づきを得られる機会を提供する。

### 第4条 活動

本会は、上記の目的を達成するために次の活動を行う。

プログラミングクラブの運営やイベントの実施、及び教材の提供。

地域イベントへの参加や、地域住民への啓発活動。

子どもたちの学習支援や、ボランティア指導者の養成など、人材育成の活動。

その他、本会の目的を達成するために必要な活動全般。

### 第5条 会員

本会は、会の目的に賛同するものは会員になることができる。

本会に入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、会長の承認を得るものとする。

### 第6条 退会

会員は、退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。

また、次のいずれかに該当するときは、退会とする。

- ①本人が死亡したとき
- ②他の会員の名誉、信用、プライバシー権、著作権、その他の権利を侵害した場合
- ③本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- ④その他、本会が会員として不適切だと判断したとき

## 第7条 役員

本会に、次の役員を置く。

- 会長 1名
- 幹事 1名
- 会計 1名
- 監査 1名

## 第8条 役員の仕事

会長は、本会を代表し、総括する。

幹事は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその仕事を代行する。

会計は、会の経理を行う。

監査は、会計処理の適正性や会計記録の正確性を監査し、報告する。

## 第9条 監査の仕事

監査役は、財務報告書の正確性や法令遵守の確認など、監査対象事項を確認し、報告する。

また、財務上の問題点や改善点があれば、その指摘を行う。

監査の結果に基づき、適切な措置を講じることが求められる。

## 第10条 会費

本会は、年会費を設けない。

ただし、活動に応じて必要最低限の参加費を徴収し、残金を繰り越す。

## 第11条 会計

本会の会計は、4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わることとする。

## 第12条 総会

総会は、会計年度ごとに1回開催し、役員を選任や予算、決算、その他この会の運営事項について審議する。

## 第13条 改正

本会則の変更は会員相互の話し合いによって定める。

本会則は令和5年4月1日より施行する。